

長崎市原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者（以下単に「被爆者」という。）のうち養護又は介護を必要とする者の施設への入所を委託することについて必要な事項を定め、もって被爆者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(入所委託の対象者)

第2条 入所委託の対象者は、本市に住所を有する被爆者とする。

(入所委託対象施設)

第3条 市長が被爆者の入所を委託することができる施設は、原子爆弾被爆者養護ホームの設備に関する基準（昭和44年2月14日衛発第105号厚生省公衆衛生局長通知）を満たす原子爆弾被爆者一般養護ホーム又は原子爆弾被爆者特別養護ホームであって、原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準（昭和63年12月13日衛医発第1414号厚生省保健医療局長通知）に基づき運営される施設とする。

(入所委託の基準)

第4条 原子爆弾被爆者一般養護ホームへの入所の委託は、当該施設への入所を希望する被爆者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由により居宅において養護を受けることが困難なものについて行うものとする。

- 2 原子爆弾被爆者特別養護ホームへの入所の委託は、当該施設への入所を希望する被爆者であって、身体上又は精神上著しく障害があるため常に介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものについて行うものとする。ただし、その者が現に入院治療を要する状態にある場合は、入所の委託を行わないものとする。

(施設の入所申請等)

第5条 施設への入所を希望する者は、原子爆弾被爆者養護申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は前項の規定による申請があったときは、診断書（第2号様式）及び入所判定審査票（第3号様式）により、その実態を調査し長崎市原子爆弾被爆者養護ホーム入所判定委員会の意見を聴いたうえで、入所の可否を決定する。

- 3 市長は、申請を行った者（以下「申請者」という。）の入所の可否を決定したときは、速やかにその旨を原子爆弾被爆者入所委開始（変更）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するとともに、原子爆弾被爆者入所開始（解除）通知書（第5号様式）により施設の代表者に通知するものとする。
- 4 申請者が申請を取り下げようとするときは、原爆ホーム入所申請取り下げ願い（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、申請を却下したときは、速やかにその旨を原子爆弾施設入所申請却下決定通知書（第7号様式）により申請者に通知しなければならない。

（入所委託の廃止）

第6条 市長は、施設に入所を委託した者（以下「入所者」という。）が次のいずれかに該当したときは、入所の委託を廃止するものとし、第5号様式により入所者に通知するものとする。

- （1）入所者は、第4条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- （2）入院その他の事由により施設以外の場所で生活する期間が3ヶ月以上にわたることが明らかに予想されるとき、又はおおむね3ヶ月を超えたとき。
- （3）他の入所者に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- （4）入所者が退所を申し出たとき。
- （5）入所者が死亡したとき。
- （6）その他市長が必要があると認めるとき。

（葬祭の委託）

第7条 市長は、入所者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処置を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その者が入所していた施設にその葬祭を行うことを委託することができる。

（入所状況変更届）壊れた補償

第8条 施設の長は、入所者について、入所の委託を変更し、停止し、又は廃止する必要があると認めるときは、原爆被爆養護ホーム入所状況変動届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（費用負担）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、入所者に入所の委託に要する経費の全部又は

一部を負担させることができる。

(委任)

第10条この要綱を定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。